

議案第 7 号

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

令和 5 年 3 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和5年4月1日より施行され、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者ではあるが、現に医療扶助を受けていない停止中の者を助成対象とすることに伴い、ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものです。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のひとり親家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者（その保護を停止されている者を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者_____又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>